

郡市医師会 だより

自動体外式除細動器の室蘭市 医師会所属医療機関への貸与

室蘭市医師会理事 小玉俊典

1. はじめに

自動体外式除細動器（AED）は心室細動や無脈性心室粗動を自動的に診断し正常な状態に戻す除細動を行う機器です。現在、普及しているAEDは除細動が必要か否かを判断し、救命の手順を音声にて指示し、除細動を含めた救命行為が簡単にできるように作られています。

基本的には医師などにより、救命が必要な患者に対して一次救命処置を効果的に行い、AEDが必要な患者に速やかに除細動を行い、二次救命までの間に効果的な処置を行うことで救命率を向上することが可能となります。

そのため、室蘭市医師会では救急医療の重要性を鑑み、医師による効果的な救急救命処置を迅速に行うことを目的に室蘭市医師会所属医療機関に自動式体外除細動器（AED）を貸与することとしました。

アンケート回収率 49.4% 回答機関 40機関 全医療機関 81機関

1. 自動体外式除細動器（AED）をご存じですか				
はい	38機関 95.0%	いいえ	2機関 5.0%	回答機関 40機関
2. 自動体外式除細動器（AED）をお持ちですか				
はい	8機関 20.0%	いいえ	32機関 80.0%	回答機関 40機関
3. 2で「いいえ」とお答えの方に質問です 自動体外式除細動器（AED）を購入する予定はありますか				
はい	6機関 18.8%	いいえ	26機関 81.3%	回答機関 32機関
4. 3で「いいえ」とお答えの方に質問です。 今後、室蘭市医師会で自動体外式除細動器（AED）設置を推進する補助制度または室蘭市医師会で一括購入後の貸与を行った場合に設置を考慮しますか				
はい	19機関 73.1%	いいえ	7機関 26.9%	回答機関 26機関
5. 4で「いいえ」とお答えの方に質問します。 室蘭市医師会で自動体外式除細動器（AED）設置を推進する事業を行うことに賛成しますか				
はい	6機関 85.7%	いいえ	1機関 14.3%	回答機関 7機関
6. 3で自動体外式除細動器（AED）を購入する予定があるとお答えの方に質問です。 今後、室蘭市医師会で自動体外式除細動器（AED）設置を推進する補助制度または室蘭市医師会で一括購入後の貸与を行った場合に設置を考慮しますか、制度の利用を考慮しますか				
はい	6機関 100.0%	いいえ	0機関 0.0%	回答機関 6機関
7. 全員に質問です。 室蘭市医師会で各医療機関に自動体外式除細動器（AED）設置を推進する事業を行うことに賛成ですか				
はい	38機関 95.0%	いいえ	2機関 5.0%	回答機関 40機関
8. 7で「いいえ」の方に質問です。 理由に該当する事がありましたらお願い致します。 複数回答あり 回答機関 3機関				
① 自動体外式除細動器（AED）の設置は必要でない	1機関	33.3%		
② 医療機関が独自で設置すべきである	1機関	33.3%		
③ 補助制度の内容による	0機関	0.0%		
④ その他	1機関	33.3%		

図1 自動体外式除細動器（AED）に関するアンケート集計

2. AED貸与までの経緯

AEDの普及率やAEDの必要性を調べるため室蘭市医師会に所属する81医療機関を対象にアンケート調査を行いました。アンケートの回収率は49.4%で、AEDを持っている施設は8医療機関、将来AEDの購入を予定しているのは6医療機関でした。AEDを当面購入の予定はないが、医師会がAEDの購入に際し補助もしくはAEDを貸与する場合に導入を希望する施設は19医療機関でありました。現在、AEDを保有しているか将来AEDの購入を予定している医療機関は14施設で普及率は35%でしたが、医師会が導入に際し何らかの補助をすることでのAEDの普及率は82.5%なることがわかりました。

アンケートの結果からAEDの必要性は感じているが、購入に関しては消極的であるとの調査結果が判明しました（図1）。

AEDの普及を図るためにはAEDの導入を希望する医療機関に何らかの援助をする必要があるとの結論に達しました。もちろん、AED導入に際し医療機関への補助や貸与は不要であり、本来、各医療機関が独自で購入すべきであるとの意見もありましたが、地域医療を担う医療機関に基本的な救命機器であるAEDを設置することは、地域の住民の生命を託されている医師、医療機関および医師会の役割と

考え、医師会でAED導入を希望する医療機関に補助することとなりました。

AEDの医療機関での購入に際しての補助金方式をとるか、貸与方式をとるかを理事会で協議した結果、多くの医療機関にAEDを設置し救命医療を充実する目的から鑑み、公益事業拡充準備費特別会計を使いAED希望医療機関に貸与する案をまとめました（図2）。事業はAEDの保証期間などを考慮し5年間の継続事業とし、今後、新規開業する医療機関にも配慮しました。

同時に、機種を選定とAED貸与を希望する医療機関の調査を開始しました。

AEDはAHA(American Heart Association)2005年ガイドラインを遵守していることを必要条件として選定した結果、フィリップスエレクトロニクスジャパン社のハートスタートFR2を貸与機種として決定しました（図3）。ハートスタートFR2は心電図の表示はなく、電源は手動式であるが、2相性除細動器でエネルギー量は150Jで固定されています。

貸与にあたり、税理士と協議を行い、税制上の問題点が無いことを確認し、貸与規定を決め、貸与契約書を作成しました（図4）。

AED貸与を希望する医療機関は74医療機関中56医療機関にのぼり（後に3医療機関より貸与の希望があり合計59医療機関に貸与）従来、

室蘭市医師会自動体外式除細動器(AED)無償貸与規程

平成18年6月13日理事会

1. 室蘭市医師会は室蘭市および登別市で診療を行っている室蘭市医師会A会員が開設している医療機関もしくは医療法人に1台の自動体外式除細動器を貸与する。
2. 室蘭市医師会は室蘭市および登別市で診療を行っている室蘭市医師会B会員が所属する医療機関もしくは医療法人に1台の自動体外式除細動器を貸与する。
3. 新規に開業する医療機関もしくは医療法人に対して自動体外式除細動器を貸与する際は室蘭市医師会理事会で随時協議する。
4. 自動体外式除細動器貸与は公益事業拡充準備費特別会計より支出し5年間の継続事業とするが、更に、事業を継続する場合には室蘭市医師会理事会で協議する。
5. 自動体外式除細動器貸与にあたり室蘭市医師会と医療機関もしくは医療法人との間で貸与契約書を締結する。

図2 無償貸与規程

AEDを持っていた8医療機関を含めると、室蘭市医師会に所属する医療機関の約90%がAEDを装備することとなりました。

3. 救命処置の普及とAEDの講習会

AEDは一次救命の一手段であるため、単にAEDを貸与しAEDの普及率を向上させても救命に結びつかないため、AED貸与の問題として、医療関係者を対象とした救命処置の講習とAEDの講習の必要があります。そこで、AEDを医療機関に貸与するにあたり、AEDを含めた一

フィリップスエレクトロニクスジャパン ハートスタートFR2

定エネルギー 150J
2相性電流
2005 AHA ガイドライン対応
手動電源スイッチ
心電図表示なし



図3 無償貸与したAED

次救命処置に関しての講習会を開催し、多くの会員に参加していただきました。

平成18年11月にはAHAの成人、小児（新生児は除く）の一次救命処置、異物による窒息への対応とAEDの講習会を2日間にわたり開催する予定です。

4. 今後の課題

室蘭市医師会所属の全医療機関のすべての医療関係者が適切な一次救命処置と適切なAEDの操作ができるように定期的な講習会を開催し、速やかに二次救命処置が可能な医療機関に搬送することが理想であります。室蘭市、登別市は二次救命処置が可能な病院が多く、一次救命処置が適切に行われることで、心突然死の減少が充分に見込まれます。

単にAEDを整備するだけでなく、有効利用できるように医療関係者のスキルアップを考慮し、救命医療での地域連携を確立すること目標に努力いたします。

室蘭市医師会自動体外式除細動器無償貸与契約書

1. 自動体外式除細動器の所有権は室蘭市医師会（甲）に属する。
2. 自動体外式除細動器の貸与期限は5年間とし、貸与期間の延長に関しては室蘭市医師会と貸与を受けた医療機関（乙）で協議する。
3. 自動体外式除細動器の廃棄に際しては室蘭市医師会と貸与を受けた医療機関で協議し室蘭市医師会が責任を持つ。
4. 自動体外式除細動器の使用に際して医療機関は自動体外式除細動器の適正使用法およびガイドラインを遵守する。
5. 自動体外式除細動器の備品に関しては初期の付属品（使い捨てパドル、バッテリー）は貸与するが、使い捨てパドル使用をした場合には医療機関で購入する。バッテリーなどの使用期間が切れた場合には各医療機関が更新する。
6. 保障期間を過ぎた故障などは各医療機関が責任を持つ。
7. 本契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ各自がその一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 社団法人 室蘭市医師会
会長 西里 弘 二 (印)

乙 医療機関名
代表者名 (印)

図4 無償貸与契約書